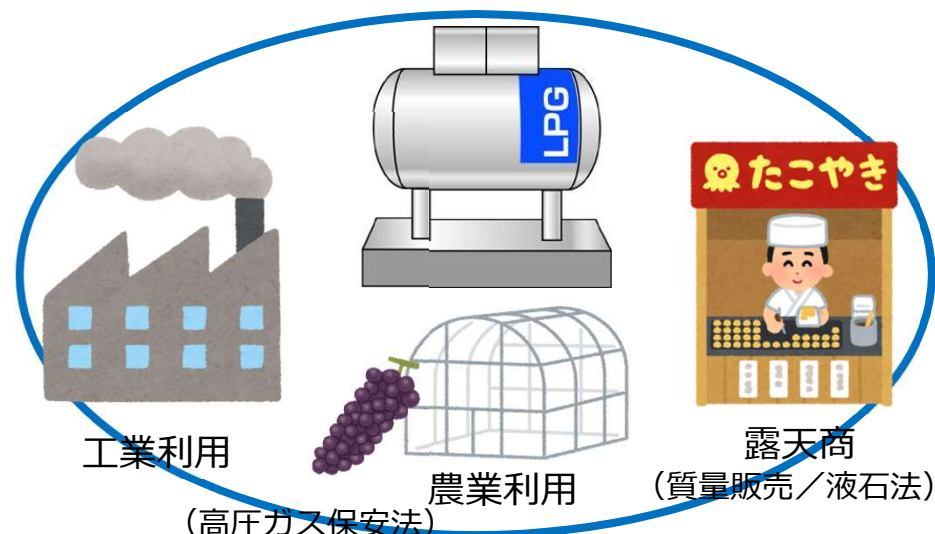


島根県LPガス価格高騰緊急対策事業（「定額値引き」と「使用量に応じた給付金」）

（１）ガスメーターで使用量が管理されている消費者

（２）タンクやボンベでガスを購入している消費者



全ての方

25m³/月 超の方
(制度①に加えて)

(高圧ガス保安法)
※ 一部ガスメーターで、使用量が
管理されている場合があります

手続不要

使用量に関わらず定額支援

制度① 値引き事業

- ・ LPガス販売事業者が料金から
最大4,250円を値引き

一括で値引く場合

3か月にわたって値引く場合



9%利用分

請求月	値引き額
10月	▲1,500円
11月	▲1,500円
12月	▲1,250円

※金額は全て税抜き額です

※ LPガス販売事業者によって、値引きの基準となる使用期間、値引きの回数、タイミングや1回あたりの値引き額が異なる場合があります

申請が必要

使用量に応じた支援 (令和5年1月～9月分)

契約している
ガスメーター単位で申請

個人・法人単位で申請

制度② 給付金事業 (大量消費者)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた
給付金を支給

対象：月の使用量が**25m³を超える**
消費者

給付金額：**20円/m³×(使用量－25m³)**

※9月は10円/m³

上限：120万円/月 (9月は60万円)

※ 要件や申請方法など、詳しくはホームページをご覧ください (<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/>)

制度③ 給付金事業 (高圧ガス等)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた
給付金を支給

対象：ガスボンベやタンク等でLP
ガスを購入している消費者
(工業・農業用、露店等)

給付金額：**20円/m³×使用量**

※9月は10円/m³

上限：120万円/月 (9月は60万円)